

事業主を対象とした「小学校休業等対応助成金」について

厚生労働省では、「小学校休業等対応助成金」（幼稚園、保育所、認定こども園等含む）を実施しています。主な内容は次の通り。

◆支給要件……次の全ての要件に該当する事業主が対象

- ① 雇用する労働者の申し出により、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、以下のいずれかに該当する有給休暇（労働基準法第 39 条に定める年次有給休暇とは別の特別休暇）を取得させたこと
 - ア) 臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
 - イ) 新型コロナに感染または風邪症状など感染した恐れがある小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
- ② 年次有給休暇の場合と同等賃金が支払われるものであること
- ③ 労働者が申請日時点において 1 日以上勤務していること

◆支給額……労働者 1 人につき、「対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数」

※令和 4 年 1～2 月に取得した休暇：日額上限 11,000 円

令和 4 年 3 月に取得した休暇：日額上限 9,000 円

◆申請期限：令和 4 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日までの休暇取得分は令和 4 年 5 月 31 日まで（必着）

◆申請書類：▶支給申請書：様式第 1 号①▶支給申請書：様式第 1 号②▶有給休暇取得確認書：様式第 2 号
▶有給休暇取得を確認できる書類▶有給休暇について年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類▶通常賃金が確認できる書類▶所定労働日や所定労働時間が確認できる書類▶申請日時点で 1 日以上勤務していることを確認できる書類▶振込口座が確認できる書類▶小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行うための有給休暇を取得した場合、臨時休業等確認できる書類▶雇用保険適用事業主でない場合、労働者災害補償保険に加入していることが確認できる書類

◆申請書の提出先：申請事業主所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に郵送。

所在地および問い合わせ先は <https://www.mhlw.go.jp/content/000836764.pdf> で

確認してください。簡易書留や特定記録等、配達記録の残る方法でお送りください。

※同助成金の詳細については下記の厚生労働省のホームページをご確認ください。

※同省によると休暇取得の期間を令和 4 年 6 月末まで延長する予定とのことです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください